

りびんぐらいぶず 平成31(2019)年4月第2号

浄土真宗の課題の克服-信前行後

ご讃題

この心(大信心)すなはちこれ念仏往生の願(第十八願)より出でたり

(Ref 『信文類三』 「嘆徳出願」 註釈版聖典 P211)

弥陀の誓願不思議にたすけられまゐらせて、往生をばとぐるなりと信じて念仏申さんとおもひたつところのおこるとき、すなはち摂取不捨の利益にあづけしめたまふなり、

(Ref 『歎異鈔』 第二条 註釈版聖典 P831)

はじめに

「信前行後」は、真宗教義の中核たる「信心正因 称名報恩」義から出たご法義である。

これについて、布教現場でしばしば布教使の口からポピュラーな歎異鈔第二条の御文を引いて「念仏申さんとおもひたつところのおこるとき」だからまだ念仏は出ていない。だから信心が前で念仏が後だと説かれる。大勢の御門徒さんのお参りになる影響力のあるご法座がそうだから、考えさせられずにはおれない。

しかのみならず、十七論題一「信心正因」の講義では「第十八願は三心が先で十念が後であると説かれてきた。こちらは専門家庭教育現場の実状であるから、ただただ心が痛くなる。『安心論題綱要』『浄土真宗の教義と安心』は、いずれもこの立場に沿って表現されている。ここには、浄土真宗の教学は飽くまで信心獲得以後の Phase で説くのだとの固定観念が維持されているようである。

ここにお念仏を通して伝道教学が確立されて来なかった最大の要因がある。

前後関係には論理的と時間的とがある

同時構造的に成り立つお法りであってもこれを説くには自ずから時間的前後関係が生じる。これは「説筆次第(せっぴつしだい)」と言われ、お法りを説く以上は時間的前後が生じるが、論理的には前後関係はないのだとご案内なさるべきところ、第十八願文の文字の並びを信前行後のエビデンスとして取り上げる以上は、意識的にその配慮を隠した姿が読み取れる。

更に、ご論題では、「念仏は、信相続のための易行である」と説かれる。これは念仏は、あくまで信心獲得後にのみ存在意義を認め、信心の第二念以後において是を相続するために存するという不思議な論理的前後関係で説明される。

覚如上人により確立され、蓮如上人により頻用されたご法義を維持する立場である。

両宗師の眼を通してみようとす限り、親鸞聖人のみ教えを正確に捉えることはできない。なぜこのような見方が生じたかは、覚如上人が直弟子系に対して三代伝持の血脈(法然

親鸞(如信)を標榜して本願寺の正当性を主張せんがために導入されたことだけがはっきりしているが、論理的根拠の正確なところは不肖は未だに理解できずに今日に到る。

一つの理由は、『口伝鈔』に謳われた「お念仏を称えるいとまもなく命終する者も撰取せん」との立場を捉えて宗祖法義に汎用的に適用せんとしたことに存すると聞かされる(RefF師)が文献学的に首肯できていない。

どうもこの構造は、『阿弥陀経』の「護念」の意義を説いた『集諸経礼懺儀』(Ref「大行釈」註釈版聖典 p168)に「乃至十声一念等」と「一念」があることを以て「称名は必須ではない」と主張する立場に似ていると窺われる。一念は聞即信の結果であり目的なるも、その論理的前提となる念仏往生の願の構造を捨て去れば第十八願のお法り自体が成立するものではないからである。

では、どうすればよいか。

大事なご法義は、まず文献学的に明確でなくてはならない。

この問題は、「信文類」嘆徳出願の御文「この心(大信心)すなはちこれ念仏往生の願(第十八願)より出でたり」に立ち返るのが賢明ではないかと窺われる。

これは、本願力回向を謳われた親鸞聖人の御言葉だからである。

念仏往生の願(第十八願)から出たのだから、念仏を称えて往生するというのが根拠にあり、お念仏は阿弥陀如来から本願力回向されたものであることに疑いがなくなることが大信心だというのが親鸞聖人のみ教えだからである。

「念仏往生の願に疑いがなくなることが信心だ」とは、曾て、行信教校で幾たびも梯 實圓 和上から承った御言葉である。

歎異抄第二条はどう頂戴し活用できるか

歎異抄第二条は、耳に留まり易いからこそ、ベテラン布教使が信前行後の証拠として安易に用いるのは不用意であると云わねばならない。

折角「嘆徳出願」で「大信心は念仏往生の願より出でたり」とお示し下さっているのだから、これを文証と踏まえて、本願力回向のお心がわが身に反映される最初のときを「念仏申さんと思ひ立つ心が起こる」と頂戴すればよかったのではないかと窺われるのである。

このように頂戴することによって、寧ろ、歎異抄第二条の御文は伝道上有効な御文として活用する道が開ける。

阿弥陀如来はお名号に姿を変えて衆生をお救い下さるのであるけれども、法体名号の働きそのものを知らない衆生には、十方世界の無量の諸仏方(今生では釈尊)が讃嘆によりお取り継ぎ下さることになる。

釈尊が讃嘆(咨嗟称我名)なさるその名号を衆生はお聞かせに与る(体験的には衆生は他力の念仏者のお念仏を目の辺りにみとどけ、聞き遂げることになる)。

その瞬間、煩惱具足の凡夫も微かに心が清らかになり(至心・信楽、Prasannacittā の第一義)、歡こびに満たされ(信楽、Prasannacittā の第二義)、如来様の仰せこそまこととお浄土に生まれたい想いかられ(欲生)、自らもまたおまかせして先達に付き随い(Anusmareyus 随念)静かな想いでお念仏して見たい想いに駈られる(十念、第一の三昧)。接頭辞の Anu は、be disposed to(お任せする)であり、末尾の eyus は願望格(そうしてみたい)を意味する。

こうして釈尊(他力の念仏者)によって初めて咨嗟称歎されたお念仏に目覚めた衆生は、釈尊(念仏者)のお姿に習い、今度ははっきりと意識を調え、聞名を目的としてお念仏することになる(衆生の上に開かれた諸仏称名の願のお心、Manasikara 第二の三昧)。

このプロセスが繰り返される間には、いかに愚かで頑固な衆生の胸の上にも、いつのまにやら「弥陀の誓願不思議にたすけられまゐらせて、往生をばとぐるなりと信じて念仏申さんとおもひたつころがおこって下さる。

そのとき、今生にありながら煩惱具足の衆生は阿弥陀如来の撰取不捨のご利益に包まれることになるのであった。

大行を通して如来様のお喚び声に目覚めさせて戴く Meditation(瞑想・三昧)が成就する道行きが浄土真宗には存在したのだったと窺わせて戴いてよいかと窺われるのである。

歎異抄第二条は、斯くして現生護念の二河白道の道行きをご案内する平易なお取り次ぎの御文だったと頂戴できるかと窺う。合掌。

仏教壮年会お聴聞の会 四月七日(日)二十時、

滋賀組仏教婦人会総会 四月十一日(木)午前十時

正覚寺仏婦例会は、前記総会に合同開催と致します。

このため十六日は休会と致しますのでご了承下さい。

著作編集兼発行元(本願寺派 正覚寺内) 〒520-0501 大津市北小松四五二番地

077-596-0166、FAX077-596-0196 住職 堅田 玄宥